（２）新たな子育て支援施設の運用について

第１章　整備方針

１　事業実施場所（県民健康プラザ健康増進センター）の概要

所在地	鹿屋市札元１丁目８番７号
開館年	平成 13 年７月開館
駐車台数	385 台
開館時間	午前９時～午後９時（日曜・祝日：午前９時～午後７時）
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は、その次の平日） 年末年始（12 月 29 日～１月３日）
公共交通機関	くるりんバス（隣接の病院側にバス停留所あり）

２　各フロアの活用方法

フロア名	面積	活用方法
展示室、回廊等	約 580 ㎡	・つどいの広場 ・プレイルーム（大型遊具等） ・絵本コーナー ・授乳室、おむつ交換室、ベビーカー置場 ・情報掲示板
健康づくり話題コーナー	約 69 ㎡	・利用者休憩室
休養体験コーナー	約 46 ㎡	・個別相談室 ・事務室（資料等保管室）

※別紙レイアウトイメージ図を参照

３　整備内容

⑴　トイレ新築工事

既存のトイレは有料ゾーン内にあり、施設を設置する空間から距離があるため、新たに親子で利用ができる男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレを設置する。

⑵　大型遊具等の設置

各年齢期に合わせた知育系の小型遊具から運動系の大型遊具（ジャングルジム、ボールプール、トランポリン等）を選定して設置

⑶　クッションマットの敷設

概ね３歳までの乳幼児が利用する「つどいの広場」のスペースや、大型遊具を設置するプレイルームには、転倒等による怪我を防止するため、床にクッションマットを敷設する。

⑷　ベンチクッションの設置

体格差のある子ども同士の接触事故の防止や、子どもが遊んでいる様子を見守る保護者用のベンチの役割として、展示室内の各エリアを仕切るようにベンチクッションを設置する。

⑸　授乳室・おむつ交換室の設置

同時に３名程度が利用できるプライベート空間を設置する。また、授乳室とおむつ交換室は、別々の空間に設置する。

(6) 靴箱・ロッカーの設置

展示室内を土足禁止とするため回廊内に靴箱や、哺乳瓶・オムツ等の荷物を保管するロッカーを設置する。

(7) 絵本コーナーの設置

乳幼児や児童の目線の高さにあった低い書架、書架や読書をするテーブルを兼ねる円卓を配置する。

(8) 利用者休憩室の整備

個人又は、グループでの利用ができるように丸型、長方形型などの様々なテーブル（乳幼児用イス）を設置する。

※休憩室内では、ジュースやおやつ程度の飲食のみ可能となっています。

(9) 情報掲示板の設置

回廊にある既存の情報掲示板を改装し、様々な子育てに関する情報を発信する掲示板を設置する。

(10) 防犯カメラの設置

不審者への対応や、適正な施設の利用の確認のため、施設内に防犯カメラを設置する。（別紙レイアウトイメージ図を参照）

4　施設整備のスケジュール（見込み）

・令和元年９月　：令和元年９月議会（施設整備の予算計上）
・10 月～５月　　:施設整備、開設準備
・令和２年６月　：施設の利用開始

第２章　運営方針

１　運営体制

①運営方法　鹿屋市の直営事業として実施
②勤務体制　最低常時３人体制

２　開館日及び開館時間

(1) 開 館 日：年末年始（12 月 29 日～１月３日）及び月曜日を除く日
（但し、月曜日が祝日の場合は開館とし、その次の平日が休館日）
※県民健康プラザ健康増進センターの開館日に合わせる
(2) 開館時間：午前９時～午後４時

３　利用対象者

①保護者が同伴する小学校３年生までの児童及びその家族
②妊娠中の人及びその人に同伴する人
③子育てに係る相談等を希望する人
④子育て支援に係る活動を行う団体
※個人利用に関しては、市外住民の方の利用も可。
※保育所等の団体利用の許可については、現在、検討を行っています。

４　利用料　無料

５　施設を利用する際の安全確保

(1) 常勤職員の配置

常勤職員を「施設管理者」として常時１人配置して、施設内の安全確保を図り、緊急時の連絡体制を確立する。

(2) 利用者の管理

初回、施設利用申込書（申請者の身分証明の提示）により利用証の交付を行い、この利用証の提示により施設利用を許可する。

(3) 保護者による児童の保護

施設内での児童の安全確保は保護者（成人）が行うこととし、保護者が同伴しない児童だけでの利用は許可しない。

(4) 施設利用者の救護

施設利用者が、施設の内外で救護を要する場合の保護や、救急車等の手配が必要な場合は、子育て支援施設の管理者が行います。

(5) 施設の有料ゾーン内の利用

有料ゾーン内にあるトイレや自動販売機の利用の希望がある場合、通行証等を手渡し、利用者の管理を行います。

(6) 防犯カメラの設置

施設の入口や、館内に防犯カメラを設置し、入館者の確認や適正な施設の利用がなされているか確認を行う。

(7) 施設の破損に伴う賠償

利用者の故意・過失により施設を損傷し、汚損した場合の損害は、市が現状の回復を図り、利用者に対して賠償を求めます。

６　実施事業

⑴　子育て等に関する相談窓口の設置

・（随時）配置職員（子育てアドバイザー）により育児に関する相談への対応
・（定期）各機関と連携しての相談窓口の開設
※個別の相談室を設置し、相談者のプライバシーに十分配慮する。

⑵　子育て支援に関わる講習会、親子参加型のイベントの開催

親子で参加するイベント、子育てに関する講習会、保護者がリフレッシュできるイベントなど、多様な交流が生まれるイベントの開催

※平日又は土日、休日に月２回以上開催する。
※保護者を対象とした講習会開催時に託児を行う。
※イベント・研修会の内容に応じて健康科学教室、研修室、調理実習室を借用して実施する。

例）
〇親子で参加するイベント
・親子での工作教室（段ボール工作や昔の遊具作り・遊び方教室）
・親子体験（宝さがしゲーム、ウォークラリー、リトミック、ベビーマッサージ）
・絵本の読み聞かせ、わらべ唄
・映画上映会、人形劇、コンサート
・幼児を対象とした自転車の乗り方教室
・英会話教室、運動教室
〇子育てに関する講習会
・離乳食、幼児食教室
・救命、防犯教室
・家庭の環境・年齢に応じた講習会（整理・収納アドバイザー）
〇保護者がリフレッシュするイベント
・アロマテラピー講座、ネイルサロン講座

⑶　子育て親子の交流場所（遊具コーナー等）の設置

	つどいの広場	プレイルーム（知育系遊具）	プレイルーム（運動系遊具）	絵本コーナー
面積	約 125 ㎡	約 30 ㎡	約 170 ㎡	約 20 ㎡
設置内容	ボールプール、ハイハイトンネル、滑り台等のハイハイ歩きやよちよち歩きの乳幼児が安全に利用できる遊具	ブロック積木やパズル等の考える力を養う遊具	跳ぶ、跳ねるといったジャングルジムやトランポリン、バランス平均台など運動を行う大型遊具	絵本、児童書、子育てに関する図書（妊娠、出産、育児、子どもの健康（食事）、絵本のガイドブック等
対象者	０歳～３歳	４歳～小学生		全ての利用者

⑷　子育て支援サークルへの活動支援

親子及び世代間の交流、文化活動、児童養育に関する研修活動、その他施設の内外での児童福祉の向上に寄与する活動を行う団体への活動支援

⑸ 子育てに関する情報の集約・発信

鹿屋市の子育てに関連する情報等や施設内外のイベント等の告知ポスターを掲示するなどの情報発信を行う。

例）
・鹿屋市子育てアプリや鹿屋市アプリの紹介
・妊娠期から産後の健康管理等の情報
・鹿屋市で子どもと遊べる施設の紹介
・カラー画像等で公園等の紹介（遊具や自動販売機・トイレ設備の情報）
・年齢に応じた子どもの情報
　～どのように子どもと接すればいか、どんな遊びをすればよいか
・不要になった遊具等の交換掲示版
・小学校、中学校入学までの準備（入学時健診、制服等）
・市内で流行している病気や、子どもがかかりやすい病気の情報
・予防接種や小児科病院の情報

7　令和２年度以降の子育て支援施設の運営（案）

	地区	施設名	開設日	職員配置
1	**札元**	**子育て広場（仮称）**	**火～日曜日**	**有**
2	今坂町	鹿屋市児童センター	火～日曜日	有
3	上谷町	地域子育て支援センター「ふたばＲＣ」	月～金曜日	有
4	寿	地域子育て支援センター「わかば楽楽」	月～金曜日	有
5	串良町	つどいの広場「ふれあい」	月～金曜日	有
6	大手町	つどいの広場「りな」	月～金曜日	有
			土・日曜日	無
7	新川町	つどいの広場「ひよこ」	月～金曜日	無
		（出張ひろば）	実施を検討中	
8	西原	つどいの広場「ひまわり」	月～金曜日	無
		（出張ひろば）	実施を検討中	
9	川西町	つどいの広場「バンビ」	月～金曜日	無
		（出張ひろば）	実施を検討中	
10	輝北町	輝北ふれあいセンター「ふれあい広場」	月～金曜日	無
		（出張ひろば）	月１回	出張対応
11	吾平町	吾平保健センター（出張ひろば）	月１回	出張対応

※つどいの広場（ひよこ・ひまわり・バンビ）については、
・これまで通り、概ね３歳までの乳幼児及び保護者の交流の場として開設する。
・子育てアドバイザーは、新たな子育て支援施設に配置して、育児相談への対応やイベント、講習会を実施する。